

令和6年度 第1回 印西市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和6年6月26日（水）午後1時30分

会場：印西市役所204会議室

出席委員：11名

欠席委員：0名 傍聴者：なし

委員 氏名	備考
清宮 康嗣	会長
内田 賢	副会長
五十嵐 順郎	
志賀 泰次郎	
柏崎 照子	
桑原 健	
小名木 松二	
近藤 幸一郎	
後藤 めぐみ	
奥田 真	
筒井 慈子	

事務局：高齢者福祉課長 岡本 光世

高齢者福祉課包括支援係 赤間 友佳子、太田 仁美、三橋 しおり

印西北部地域包括支援センター 工藤 公憲

印西南部地域包括支援センター 太田 佳子

船穂地域包括支援センター 吉橋 崇

印旛地域包括支援センター 荒井 千景

本埜地域包括支援センター 鈴木 幸子

〈会議内容〉

- 1 開会
- 2 委員及び事務局紹介

3 議題

(1) 会長・副会長の選出

(2) 令和5年度印西市地域包括支援センター事業実施報告

資料1 資料1-① 資料1-②

(3) 令和5年度印西市地域包括支援センター評価

印西北部地域包括支援センター

資料2-①

印西南部地域包括支援センター

資料2-②

船穂地域包括支援センター

資料2-③

印旛地域包括支援センター

資料2-④

本埜地域包括支援センター

資料2-⑤

(4) 基幹型地域包括支援センターについて

資料3

(5) 指定介護予防支援等業務の一部委託について(案)

資料4

4 その他

<議事録>

議題(1) 会長・副会長の選出

臨時議長を高齢者福祉課長が努め、会長の選出。委員の互選により清宮委員を会長に決定する。

(会長は、地域密着型サービス運営協議会の会長も兼ねることで承認を得る)

議長を清宮会長に交代し、副会長の選出。委員の互選により内田委員を副会長に決定する。(副会長は、地域密着型サービス運営協議会の副会長も兼ねることで承認を得る)

議題(2) 令和5年度印西市地域包括支援センター事業実施報告について

○事務局より説明

○質疑

【議長】

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問はございますか。

【A委員】

印西市がほかの自治体と比べて特色のある取り組みや、力を入れて実施している事業はありますか。

【事務局】

認知症サポーター養成講座については、小学校にて実施している市町村は少ないと聞いております。現在多くの小学校にご協力をいただいております。また、総合事業にて実施している通所型サービスCや、いんざい健康ちょきん運動についても、特色のある取り組みとなっております。通所型サービスCについては、実施している市町村は少なく、印西市もまだ始めたばかりではありますが、充実させていければと思っております。いんざい健康ちょきん運動については、印西市独自の取り組みとなっており、地域づくりにも役立てていければと思っております。

議題（3）令和5年度印西市地域包括支援センター評価について

○事務局より説明

○意見・質疑等無し

議題（4）基幹型地域包括支援センターについて

○事務局より説明

○質疑

【議長】

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問はございますか。

【B委員】

現在、印西市に主任介護支援専門員はいるのですか？

【事務局】

1名おりますが、兼務となっており、高齢者福祉課の専任ではございません。

【B委員】

担当係方式をとっている印西市と同規模の他市町村はどのような状況ですか？

【事務局】

市の職員がケアプランの作成に携わらなくなってから、主任介護支援専門員の配置を維持し続けることが困難な状況であることは、印西市に限らず他市町村も同様であると聞いております。近隣市町村ですと、佐倉市、我孫子市、白井市が基幹型地域包括支援センターを廃止し、担当係が機能を果たしている状況でございます。また、鎌ヶ谷市、松戸市、野田市が現在基幹型地域包括支援センターを設置しておりますが、今配置されている主任介護支援専門員の更新ができないと、人員確保が難しいと聞いております。以上が、他市町村の状況でございます。

【B委員】

変更時期が年度切り替えではなく、なぜ12月からなのですか？

【事務局】

現在兼務となっている職員の主任介護支援専門員の有効期間12月半ばまでとなっており、その時点で印西市において、主任介護支援専門員の資格を持つものが有しない状況となるため、12月1日をもって廃止とさせていただくものです。

【A委員】

基幹型地域包括支援センターと担当係を配置しており、2つの対応場所があるということですが、今回廃止の理由である、人材を確保できないという理由が後ろ向きな印象を受けました。廃止による影響はないとお聞きしましたが、例えば市の負担が増えるなど、業務自体の質への影響はあるのでしょうか？また、影響が無いという判断がなされた理由について教えてください。

【事務局】

現在、基幹型地域包括支援センターと担当係は同一でございます。県への届出についても、「基幹型地域包括支援センター」という名称ではなく、「包括支援係」として届出を行っている状況です。今後、基幹型地域包括支援センターを名乗らないにしても、担当係としての業務に変更はございません。現在、基幹型地域包括支援センターとして位置づけられているのは、主任介護支援専門員が兼務として配置されているためであり、主任介護支援専門員の配置が無くなった時点で、基幹型地域包括支援センターを名乗ることができなくなってしまうという意味で、廃止とさせていただいております。実務上は現状と変わりはないため、影響がないと判断いたしました。また、社会福祉士、保健師、介護支援専門員の配置については、人事課とも交渉し、今後も継続して機能を果たしていけるよう努めてまいります。

【議長】

他に質問が無いようであれば、議題（4）は承認事項ですが、承認ということでよろしいでしょうか。

（一同 「異議なし」）

議題（5）指定介護予防支援等業務の一部委託について（案）

○事務局より説明

○意見・質疑等無し

【議長】

質問が無いようであれば、議題（５）は承認事項ですが、承認ということによるのでしょうか。

（一同 「異議なし」）

【議長】

以上を持ちまして、本日の議題を終了といたします。委員の皆様ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

【司会】

清宮会長、議事進行ありがとうございました。

次第４「その他」でございますが、委員の皆様からなにかございますか。

ないようであれば、「令和６年度第１回印西市地域包括支援センター運営協議会」を閉会といたします。

本日は、ありがとうございました。

令和６年７月９日

会議録署名委員 後藤 めぐみ

会議録署名委員 近藤 幸一郎
